

笑顔



横浜市立大鳥中学校長 榮 修吾

大鳥中 HP ｱﾄﾞﾙｽ: <http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/jhs/ohtori/>

「いじめ」について考える

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

これは、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法 第二条」に規定された「いじめ」の定義です。これまでの定義では、「自分より弱い相手に対して一方的に」「身体的・心理的な攻撃を継続的に加え」という概念が示されていましたが、現在では優劣関係や「継続性」の有無に関わらず、その行為を受けた人が「心身の苦痛を感じている」ものとしています。つまり、「いじめ」の捉え方が広がり、たとえ悪意がなくても相手が「心身の苦痛を感じて」いるのであれば、「いじめ」として判断し、その原因や背景を丁寧に探り「いじめ」の解決に向けて取り組むこととなります。ただ、マスコミ等で報じられてきた「いじめ」は、犯罪行為やそれに近い重大なものであることが多いため、決して悪意からの行為でなくても、法律の定義に沿って「これは、いじめだよ。」と一方的に決めつけてしまうと、かえって「いじめ」の行為者を深く傷つけてしまう危険性があります。大切なことは、相手の立場や気持ちを思いやり、理解できるようになることであり、いじめた側も、いじめられた側も、「いじめ」を乗り越えてお互いに安心した生活を送れるようにすることです。もちろん、最優先にすべきは、いじめられて深く傷ついた子どもの心のケアであり、安全・安心を取り戻すことであることは言うまでもありません。

「いじめ」は、どの学校にも、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であることを大前提として、『いじめの起きない学校・地域づくり』『誰もが、安心して、豊かに生活できる学校・地域づくり』『子どもの小さな変化を見逃さず、子どもがSOSを発信しやすい環境づくり』を、学校・家庭・地域の連携・協力によりしっかりと進めていきたいと思えます。取り返しのつかない深刻な事態となることだけは絶対に避けなければなりません。そうなる前に、大人からのアンテナを高く立てて、子ども自身が自らを振り返り、他者との豊かな関係性を築きながら健やかに成長できるように支えていく必要があると思えます。

右の写真は、8月29日に開催された「中区子ども会議」の一場面です。本校からは生徒会長の深井さんが参加しました。これを受けて小中学校では、児童生徒が主体的にいじめ防止の取組を進めていきます。



